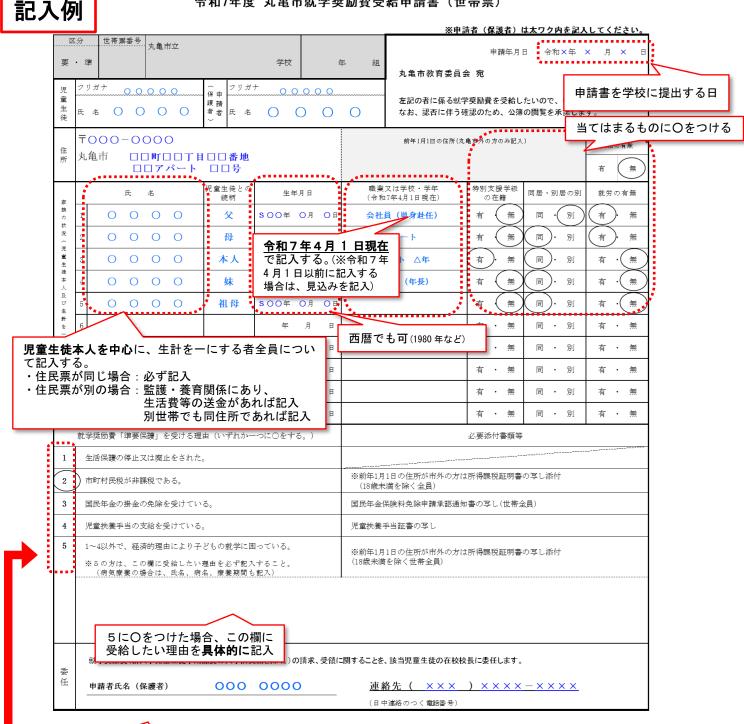
(第5条関係)

## 令和7年度 丸亀市就学奨励費受給申請書(世帯票)



※以下は、新 生徒学用品費の入学前支給該当者(新1年生)のみ、ご記入ください。

頁口座【入学前支給用】 令和7年度就学奨励費の委任事務は、 記入は必要ありません。 令和8年3月31日をもって終了とします。 長り込みます。申請者又は同一世帯の保護者名義の□ 口座名義人 銀行 金融機関名 信組 緊急時の連絡先 支店名 農協 自宅 口座番号 普诵 携帯 事 由 

1~5のうち、いずれか1つに〇をつける。

(ただし、5は1~4に該当しない場合のみ○をつける。)

- 2~4に〇をつけた場合:右隣の欄にある添付書類が必要
- ●2について: 令和6年1月1日の住所が市外の方は、家族全員分の <u>所得課税証明書の写しが必要</u>(18歳未満を除く世帯全員。)
- ●3について:全額免除の場合に限る。

- ●4について:有効期限が記載されているページの写しも必要 児童扶養手当の申請・更新中で、証書が発行されていない場合は、 4以外の理由で申請する。
- ●5について:申請後に所得審査を行い、所得の合計が要綱で定める 額の1.3倍未満の場合に認定となる。

令和6年1月1日の住所が市外の方は、家族全員分の所得課税 証明書の写しが必要(18歳未満を除く世帯全員。) 6月中旬以降に申請する方は、所得課税証明書の年度が新しく なりますので、令和7年1月1日の住所が基準となります。